

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【公開番号】特開2017-137513(P2017-137513A)

【公開日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【年通号数】公開・登録公報2017-030

【出願番号】特願2017-96693(P2017-96693)

【国際特許分類】

C 08 G 63/183 (2006.01)

【F I】

C 08 G 63/183 Z B P

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月22日(2017.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バイオベースポリエチレンテレフタレート(PET)プリフォーム又はびんを製造する方法であって、

(a)少なくとも1つのバイオベース材料に由来するバイオベースPETを固相重合して、バイオベースPET樹脂を形成するステップと、

(b)前記バイオベースPET樹脂を加工して、バイオベースPETプリフォーム又はびんを提供するステップと、

を含む、方法。

【請求項2】

前記少なくとも1つのバイオベース材料が、モノエチレングリコール(MEG)、テレフタル酸(TA)、及びこれらの組合せから選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記バイオベース材料が、砂糖、デンプン、トウモロコシ、天然繊維、サトウキビ、ビート、柑橘類の果実、樹木、セルロース系材料、リグノセルロース系材料、ヘミセルロース、ジャガイモ、植物油、油性樹木原料、木片、柑橘類の皮、林業廃棄物、農業廃棄物、収穫物の殻、及びこれらの組合せから選択される、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記農業廃棄物のストリームが、砂糖の殻、バガス、トウモロコシの残りの茎や葉、木くず、及びこれらの組合せからなる群より選択される、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記PET樹脂が、ステップ(b)において、成形によりPETプリフォームに加工される、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記PET樹脂が、ステップ(b)において、成形によりPETびんに加工される、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記PET樹脂が、ステップ(b)において、プリフォームを製造するステップ、容器にブローするステップ、熱形成ステップ、押出成形ステップ、圧縮成形ステップ、射出成形ステップ、及び押出ブロー成形ステップから選択される方法により、加工される、請求

項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記 P E T びんが、飲料を含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

さらに、前記少なくとも 1 つのバイオベース材料から飲料成分を生成し、前記飲料成分を前記飲料に使用するステップを含む、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

前記飲料成分が、砂糖、エタノール、二酸化炭素、及びこれらの組合せから選択される、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

前記飲料成分が、二酸化炭素である、請求項 10 に記載の方法。